令和9年度　継　続　用

施設型給付・地域型保育給付費（保育の必要性）教育・保育給付認定申請書（現況届）兼家庭状況調査票

※記入年月日と、太枠の中をすべて記入してください。

四万十市長　様

施設長　　様

次の事項に全員が同意したうえで、施設型給付・地域型保育給付費教育・保育給付認定（「保育の必要性」の認定）を申し込みます。
・教育・保育給付認定、保育施設の利用調整、保育料の決定にあたって課税状況など市が保有する公簿にて調査・確認をすること及び当該情報を市から保育施設（認定こども園等）へ提供すること。
・子ども・子育て支援法では、教育・保育給付認定証の交付については申請後30日以内に交付するとされているが、申請が集中するなど、教育・保育給付認定の審査に時間を要した場合、教育・保育給付認定証の交付まで30日以上経過すること。
・本調査票提出以前に家庭の個人番号を提出しておらず、今回の申込みにおいても別紙等により提出をしない場合には、保育料の算定のため、職権により個人番号を調査すること。

令和　　年　　月　　日

保護者				
住所	四万十市　※下記の1月1日時点の住所地については、その時点の住所地が四万十市外の場合、記入してください。			
	※令和7年1月1日時点の住所地（市町村名）	都道府県　市町村		
	※令和8年1月1日時点の住所地（市町村名）	都道府県　市町村		
氏名	フリガナ （父）	フリガナ （母）	電話番号	自宅
			携帯	父
				母

入所児童				
保育施設名（継続）				
フリガナ		性別	生年月日	
氏名		男・女	令和　年　月　日	
心身障害児該当	無・有　下記、心身障害者適用表(※1)に該当する場合「有」			

保育できない理由		父の状況	母の状況
就労	区分	居宅外労働・居宅内労働・求職中	居宅外労働・居宅内労働・求職中
	事業所名 仕事内容等		
	所在地		
	就労形態	正社(職)員・臨時・パート・自営・他（　）	正社(職)員・臨時・パート・自営・他（　）
	労働時間	時　分～　時　分 1日平均　時間・月平均　日	時　分～　時　分 1日平均　時間・月平均　日
産前産後			令和　年　月　日（出産・予定）
病気	病名 病院名		
その他特記事項		※育児休業取得の場合は、期間等（予定含む）を記入してください。	
希望認定区分		□ 保育標準時間（7:30 ～ 18:30の内8時間を超して保育が必要な時間） □ 保育短時間（8:00 ～ 16:00の8時間）	
希望利用時間		時　分 ～ 時　分	

世帯の状況 ※※申込児童除く。※※事実婚、縁の同居者も記入。※※同居の祖父母も記入。※高校生以下の別居児童も記入。					
フリガナ 氏名	入所児童との続柄	生年月日	職業（勤務先） 学校・保育所名	障害者該当 心身障害者適用表(※1)参照	
	父	昭平令　・　・		□ 有	
	母	昭平令　・　・		□ 有	
		昭平令　・　・		□ 有	
		昭平令　・　・		□ 有	
		昭平令　・　・		□ 有	
		昭平令　・　・		□ 有	
各種適用	ひとり親世帯の適用（児童扶養手当受給の有無）			無・有	
	身障世帯の適用			無・有	
	生活保護の適用			無・有	

支払方法		
Q1. 現在の支払方法は？	1. 口座振替　2. 納付書払い	
Q2. 現在の支払方法から変更しますか？	1. 変更する　2. 変更しない（以下記入不要）	
Q3. どのように変更しますか？	1. 納付書払 → 口座振替　2. 口座振替 → 納付書払 3. 引落し口座の変更	
	※ 1、3の場合、別途、金融機関へ口座振替依頼書を提出する必要があります。口座振替依頼書は、子育て支援課または保育所にあります。	
	1、3の場合、変更後の金融機関を○で囲む	四国銀行・高知銀行・愛媛銀行・伊予銀行 高知信用金庫・幡多信用金庫・四国労働金庫 高知県農業協同組合・ゆうちょ銀行・宿毛商銀信用組合

※1　心身障害者適用表

(1) 身体障害者手帳交付者
(2) 療育手帳交付者
(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者
(4) 特別児童扶養手当の支給対象児
(5) 障害基礎年金等の受給者

※市記載欄		均等割	所得割	階層	保育料	第3子	認定・認定番号	年齢 0 1 2 3 4 5
	父	有・無						
	母	有・無				可	2号　3号	備考
		有・無				済	標準　短時間	
	計	有・無		全・半・0				

保育所記載欄			
受付日	令和　年　月　日		
添付書類	父	1.就労証明書　2.課税証明書 3.確定申告書 4.その他（　）	調査員 印
	母	1.就労証明書　2.課税証明書 3.確定申告書 4.その他（　）	

令和9年度

確認事項

・虚偽の記載や不正な書類があった場合、教育・保育給付認定及び入所決定を取消します。

・保育施設入所案内の内容をご確認の上、申込みください。

・利用手続きに必要な書類は、申込締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、入所選考にかけることができず、不承諾となることがあります。

・申込みを辞退される場合や申込み内容に変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。

・家庭の状況や就労状況等に変更があった場合は、「施設型給付・地域型保育給付費（保育の必要性）教育・保育給付認定申請書」に必要書類を添付し、すみやかに変更の手続きをしてください。

・求職活動を理由とした教育・保育給付認定期間は3ヵ月以内となります。期間を過ぎても就職されない場合は、保育所の空き状況によっては退所となる場合があります。

・保育所等の入所は毎月１日付け、退所は毎月末日となります。保育料の日割りはありません。また、一日も施設を利用しない場合でも、在籍していれば保育料は掛かります。

・保育料の年齢区分は年度当初の年齢を基準とするため、年度途中の変更はありません。

・保育料は両親の市民税額により決定しますが、場合によって両親以外の生計の中心者で決定します。

・保育料は納期限までに納入してください。保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか財産の差押などの滞納処分の対象となります。

上記事項を確認し同意いたします。　　令和　　年　　月　　日

保護者（父）　　保護者（母）

特記事項記入欄

家庭の状況・お子さんの状況等、特記事項があれば記入してください。

※市　記　載　欄